

地域ごとのまちづくり計画対話シート

作成日： 令和6年（2024年）3月29日

作成者：（課名） 市民協働推進課

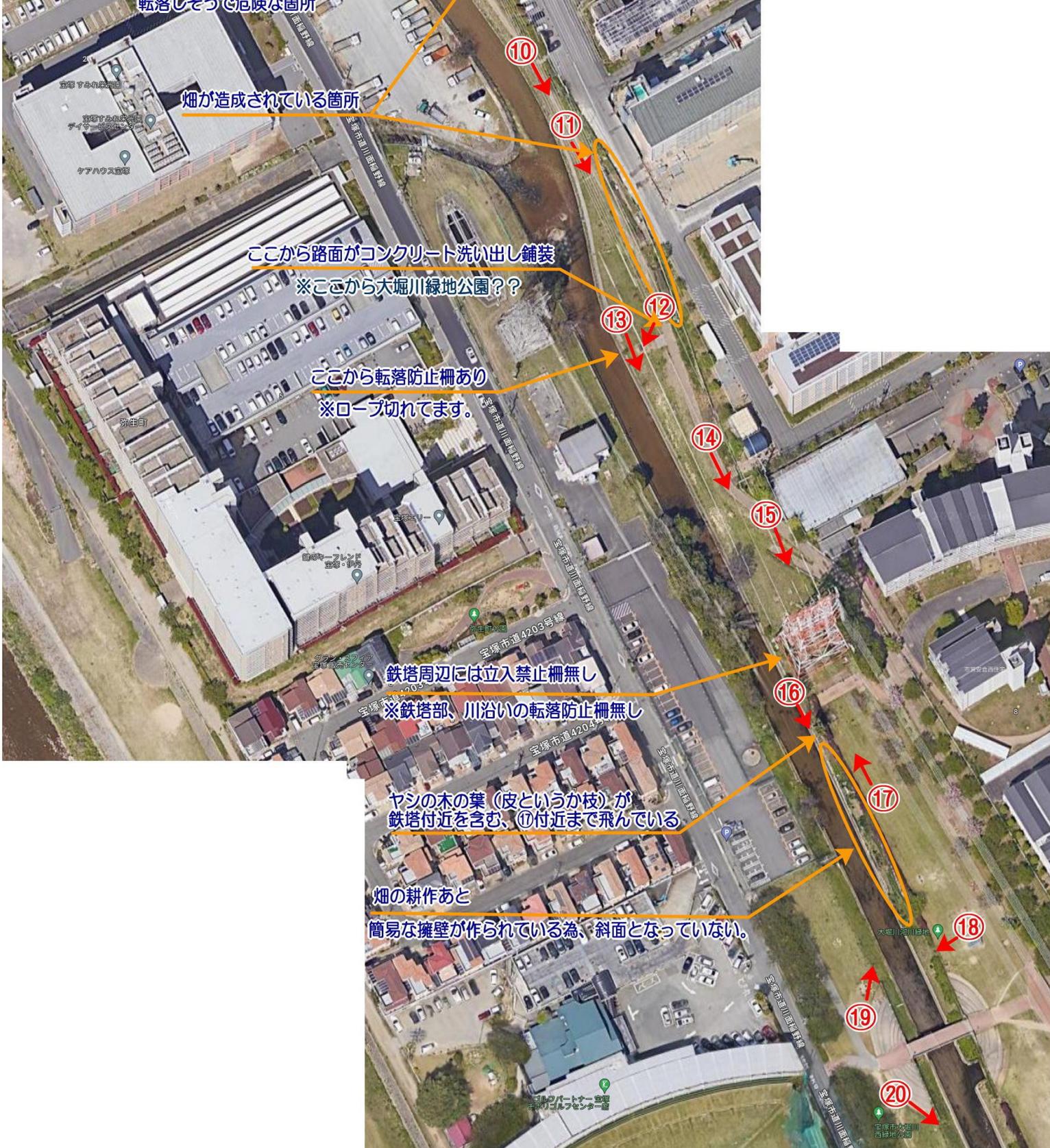
（氏名） 岡田 弘志

1 基本情報

項目	入力欄
まちづくり協議会名	安倉地区まちづくり協議会
地域ごとのまちづくり計画	【基本目標】 3.歴史・公園「自然と歴史がいきづくまち」
	【具体的な取り組み】 大堀川河川敷・公園の落下防止柵などの整備、管理の要望
取組内容の関係課	公園河川課

2 対話の状況

<p>(1) 実施概要</p> <p>ア 日時： 令和6年（2024年）3月29日 9時30分から10時40分まで</p> <p>イ 場所： 中央公民館 203学習室</p> <p>ウ 出席者： 以下のとおり</p> <p style="padding-left: 2em;">＜安倉地区まちづくり協議会＞</p> <p style="text-align: center;">●</p> <p style="padding-left: 2em;">＜市＞</p> <p style="padding-left: 4em;">協働の取組推進担当次長 羽田</p> <p style="padding-left: 4em;">公園河川課 雑賀課長</p> <p style="padding-left: 4em;">市民協働推進課 岡田係長 立花</p>
<p>(2) 確認できたこと</p> <p>別添資料（安倉まち協作成）に基づき、内容についてまち協から説明があったのち、意見交換を行った。概要は以下のとおり。</p> <p>ア 該当箇所の管理者について</p> <p>（ア）公園河川課から、大堀川は県の河川であり土手部分等の土地も含めて所有者は県となること、別添資料の内①～④は市道であること（道路部局が出席していなかったため具体的な境界は不明）、別添資料⑫より南側の緑地について、市公園河川課が県から占用許可をもらって管理していることを伝えた。</p> <p>（イ）市道と県土地との境界、鉄塔部分の管理者（関西電力が県から占用許可を得ているのか）等不明確な部分があるため、公園河川課から県に確認を行い、整理することとなった。</p> <p>イ 別添資料④～⑦について</p> <p>集合住宅の駐車場所（⑦の部分）への出入りのために車両が通行しているが、そもそも車が通っていい場所なのかどうかわからない。県に状況を確認し、車が通れる場所なら河川側に転落防止柵を設置する、通れない場所なら車両通行の防止策を講じるなどの対策を検討していくべきと、まち協から提案があった。</p> <p>ウ 別添資料⑨、⑩について</p> <p>畑が造成されている部分について、もし県の土地の上に許可なく造成されているものであれば、撤去を求める看板を立てる等、何らかの対策を検討すべきとまち協から提案があった。</p> <p>エ 別添資料⑫について</p> <p>ベンチ部分を境に市と県の管理が分かれており、市の管理部分（公園部分）は落下防止柵が講じられているものの、県の管理部分からは柵がない状態。遊歩道から公園部分に降りるための階段やベンチが設置されていることから、人がよく利用する場所になっているため、県管理部分にも転落防止柵を設置する、又はどこからが公園なのか境目をはっきりさせるなどの対策を検討すべきとまち協から提案があった。</p> <p>オ 別添資料⑱～⑳について</p> <p>設置されている落下防止柵は市の所有。ロープが切れている部分の対策は、公園河川課で検討することとなった。</p> <p>カ 別添資料⑯について</p> <p>公園河川課が、改めて現地確認を行うこととなった。</p> <p>キ 今後について</p> <p>（ア）公園河川課から県に連絡し、本日の対話内容を伝達するとともに、次回対話に県も同席するか、県から別途回答をもらうかについて確認する。</p> <p>（イ）（ア）を確認したうえで、5月上旬に新たな担当次長が就任した後、改めて対話を実施する（市道部分が含まれるため、道路管理課の同席についても調整する）。</p> <p>（ウ）まち協は、本取組を令和6年度のまち協の総会を経て、地域ごとのまちづくり計画の「具体的な取り組み」として追加する予定。追加後、改めてまち協から市へ推進シートを提出する。</p>



3. 個別要点

①市道 1404 号線から北側を撮影



②市道 1404 号線 (橋) から南側を撮影



③川の護岸(立ち上がり)状況を撮影



④川の護岸(立ち上がり)最終部を撮影



※護岸の立ち上がり部分が、川への落下防止の役割をしているが、路面高さが上がってくる箇所までとなっている。

⑤路面/アスファルト舗装最終部を撮影



⑥護岸上部、土手部分を撮影



※川面から路面までは相当の高さがあるが、落下防止柵などの対策はされておらず、子どもなどが遊びで転落する恐れがあります。
また、アスファルト舗装がされていないところは、路肩の整備がされていないため、車両等脱輪や転落の恐れがあります。

⑦車両(4輪)が進入できる最終部を撮影



※鉄塔の手前まで道路(?)として集合住宅の駐車場へ出入りする為に利用されている。※電力会社の点検などよりも利用頻度が高い。(落下防止柵や路肩の整備はされていない。)

⑦同、土手部分を撮影



⑧鉄塔横(道幅の狭い場所)を撮影



※鉄塔横は元々道幅が狭いが、さらに樹木がある為に、自転車での通行もかなり困難な状態となっている。落下防止柵や路肩の整備もされていないので、かなり危険な場所と言える。

⑧同、樹木部分を撮影

